

# 総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会（第3回）

## 次 第

（日 時）令和元年7月31日（水）午後1時30分から  
（場 所）前原暫定会議室

### 1 議題について

- (1) 自立相談サポートセンター及び福祉総合相談窓口の運営方法について  
（資料1）
- (2) 個別相談の基盤となる体制について  
（資料2）
- (3) 包括化推進員の業務内容について  
（資料3）
- (4) 地域共生社会推進検討会中間とりまとめ（厚生労働省）について  
（資料4）
- (5) その他

### 2 次回開催日程について

## 自立相談サポートセンター及び福祉総合相談窓口の運営方法について

生活困窮者自立相談サポートセンター及び福祉総合相談窓口について、事業の運営方法の考え方は以下のとおりである。

項目	自立相談サポートセンター (生活困窮者自立相談支援事業)	福祉総合相談窓口 (包括的支援体制構築事業)
運営方法	社会福祉協議会へ委託	社会福祉協議会へ委託し、自立相談サポートセンターを中核機関とする。
事業運営を委託する理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援ノウハウをもった団体に委託する方が事業実施に有利であるため。</li> <li>・直営で実施する場合、自治体の正規雇用職員に係る人件費が国庫負担の対象とならないため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の実施要綱において、地域における相談支援機関の中から関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定することとされているため。</li> <li>・直営で実施する場合、自治体の正規雇用職員に係る人件費が国庫補助の対象とならないため。</li> </ul>
自立相談サポートセンターを中核機関とする理由	/	自立相談サポートセンターは、地域づくりを意識した相談支援体制として、社会福祉士等の専門職員を配置し、年齢に関わらず複合的な課題を抱える相談支援実績を重ねているため。
社会福祉協議会を委託先とする理由	本事業以前の生活困窮者対策事業である低所得者・離職者の相談窓口や住宅支援給付事業、貸付・権利擁護事業の実績があり、豊富な相談実績や社会福祉士等専門職員がいるため。	事業の中核機関は、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関であることが必要とされており、地域福祉コーディネーターやボランティア・市民活動センター等の実績があり、地域福祉活動の拠点であるため。

## 個別相談の基盤となる体制について

福祉総合相談窓口に向け、個別相談の基盤となる体制については、以下のとおり、現行の生活困窮者自立相談支援事業の機能を活用、拡充して整備する。

No.	項目	生活困窮者自立相談支援事業（現行）	福祉総合相談窓口に向けての拡充（方向性）
1	運営方法	社会福祉協議会へ委託	
2	名称	自立相談サポートセンター	<b>【名称変更】</b> 福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）
3	設置場所	社会福祉協議会内	
4	窓口開設時間	月～金曜日（土日・祝日休み） 午前8時30分～午後5時	<b>【休日窓口を新たに実施】</b> 新たに毎月第1開庁日のみ休日窓口を実施
5	相談対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のうち、本事業による支援が必要と認められる小金井市に居住する者（経済的な困りごとと合わせて、生活上で様々な不安や課題を抱えた方）	<b>【対象者が広範囲であることを明確化】</b> ・年齢や障がいの有無、経済状況等に関わらず、生活上の様々な不安や課題を抱えた本人、家族及びその他関係者 ・どこに相談したらよいか不明な方

No.	項目	生活困窮者自立相談支援事業（現行）	福祉総合相談窓口に向けての拡充（方向性）
6	人員体制	主任相談支援員 1 名 相談支援員 2 名 家計改善支援員 1 名 相談対応 4 名体制	【2 名増員】 包括化推進員 2 名を新たにサポートセンターに配置し、相談対応 6 名体制
7	財源	（自立）国負担 3/4、市 1/4 元年度予算額 10,062 千円（上限 18,500 千円） （家計）国補助 1/2、市 1/2 元年度予算額 3,238 千円（上限 12,000 千円）	【国庫補助金を活用】 国の包括的支援体制構築事業実施要領に基づく事業内容とすることで国庫補助金を活用 国補助 3/4、市 1/4 基準額上限 15,000 千円
8	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報の相談一覧に毎月掲載、半年ごとに説明文を掲載</li> <li>・ホームページに概要掲載</li> <li>・庁内関係各課・機関でチラシを配布</li> <li>・広報掲示板に随時掲示</li> <li>・社協の広報に随時掲載</li> </ul>	<p>【相談を幅広く受け付けることに重点を置いて広報を強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉総合相談窓口」の機能や設置場所について、事業開始時において一層重点的に広報</li> <li>・経済的困窮に限らないことを随時周知</li> </ul>
9	アウトリーチ	必要に応じて相談支援員が居宅を訪問	<p>【取組の拡充】</p> <p>2 名の包括化推進員を中心に取組を拡充</p>
10	関係機関とのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な相談内容の場合、相談支援員が関係機関と随時連携</li> <li>・支援調整会議の場を活用した制度周知、関係づくり</li> </ul>	<p>【ネットワークづくりの強化】</p> <p>2 名の包括化推進員を中心にネットワークづくりを一層強化</p>

No.	項目	生活困窮者自立相談支援事業（現行）	福祉総合相談窓口に向けての拡充（方向性）
11	相談受付・連絡票作成	窓口で受け付けた相談について、1件ごとに連絡票を作成する。	<b>【相談対応人員の拡充】</b> 従来の相談支援員3名に加えて包括化推進員2名が相談を受け付け、連絡票を作成する。
12	課題分析・振り分け(アセスメント)	連絡票に整理された案件について、課題を分析する。	<b>【困難な複合的課題への対応拡充】</b> 困難な複合的課題は包括化推進員が主担当となって支援を推進する。
13	庁内関係課、他機関への同行支援	既存の公的支援で対応できる場合は、窓口職員（受託者）の同行支援により庁内関係課、他機関に引継ぎを行う。	<b>【同行支援体制の拡充】</b> 同行支援対応者が、従来の相談（家計）支援員4名体制から、包括化推進員2名を加えた6名体制となる。
14	支援計画案の策定	支援計画の策定が必要な場合は、課題分析に基づき、相談1件ごとに支援計画案を策定する。	<b>【困難な複合的課題への対応拡充】</b> 困難な複合的課題は包括化推進員が主担当となるため、関係機関との連携を一層強化した支援計画の策定が可能となる。
15	支援調整会議招集・開催・支援計画の検討等	策定された支援計画案の内容を検討するため、必要に応じて庁内関係課、他機関を招集し、支援調整会議を開催する。 ・個別支援計画の検討 ・庁内関係課、他機関の役割調整	<b>【相談支援包括化推進会議を設置】</b> 個別支援計画の検討は引き続き支援調整会議で行うが、困難な複合的課題については、関係機関の出席範囲を拡大して一層の連携強化に向けた包括化推進会議を開催する。

No.	項目	生活困窮者自立相談支援事業（現行）	福祉総合相談窓口に向けての拡充（方向性）
16	支援計画の決定	支援調整会議で了承された支援計画を決定する。	
17	支援サービスの提供開始	決定した支援計画に沿って、庁内関係課、他機関が連携して支援サービスを提供する。	
18	支援状況の経過確認、評価	支援状況の経過確認を行い、必要に応じて（仮称）支援調整会議に戻り、支援計画を見直す。	
19	自立、他機関への引継ぎ	支援サービスの提供開始後、自立や他機関への引継ぎで終了した場合、支援終了となる。	

## 包括化推進員の業務内容について

福祉総合相談窓口で重要な役割を担うこととなる包括化推進員の業務内容は、国の包括的支援体制構築事業実施要領に基づき、事業開始年度においては以下のとおりとする。

## (1) 資格要件

社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者など、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有する者

## (2) 配置場所及び活動範囲

包括化推進員は、2名を社会福祉協議会（自立相談サポートセンター）に配置し、市内全域を活動範囲とする。2名の推進員が、地域包括支援センターの4地区を分担して担当する方法が想定される。

## (3) 業務内容

## ア 相談者に対する支援の実施

福祉総合相談窓口における相談のうち、自立相談支援員のみでは対応が困難な複合的課題を抱える相談者を支援するため、自立相談サポートセンターや関係機関の既存機能を最大限活用しつつ、自立相談支援員や関係機関と連携・協働して包括的な支援の具現化を目指す。アウトリーチへの取組も行う。

No.	項目	内容
1	相談者が抱える課題の把握	相談支援機関のコーディネートの必要性の有無を把握するため、直接又は相談支援機関からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。
2	プランの作成	把握した課題の解決を図るため、相談者の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関においてそれぞれ実施すべき基本的な方向性等に関するプランを作成する。
3	相談支援機関等との連絡調整	作成したプランの内容について、相談支援包括化推進会議等を通じて、相談支援機関等の間で調整を行う。
4	相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言	定期的に相談支援機関等による支援の実施状況を把握し、必要がある場合には、支援内容等に関して指導・助言を行うとともに、相談支援包括化推進会議等を通じて、支援内容の調整又は見直しを行う。

#### イ 相談支援包括化ネットワークの構築

複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援包括化ネットワークを構築するため、以下の取組を行う。

No.	項目	内容
1	相談受付時における連絡体制の構築	あらかじめ、ネットワークに参加する相談支援機関に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築する。
2	役割分担の整理	包括化推進員と主任相談員（自立）などの多職種との役割分担、協働のあり方を整理しておく。
3	課題把握及びコーディネート	相談者本人または相談支援機関の担当者への面談などを通じて、相談者等が抱える課題を把握し、ネットワーク参加団体との役割分担を図った上、必要なコーディネートを行う。

#### ウ 自主財源確保のための取組の推進

地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。

#### エ 新たな社会資源の創出

多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。

#### (4) 自立相談・家計改善支援事業との一体的実施

包括化推進員は、福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）において、従来からの自立（家計）支援員と共通の事務室で一体的に業務に従事し、窓口来庁者や電話相談への対応等についても連携・協力して取組むこととなる。社会福祉協議会においては、国庫負担・補助金の取り扱いの観点から、従来から実施している自立相談・家計改善支援事業の按分に加え、包括的支援体制構築事業についても適切に経費を按分して管理する必要がある。

# 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ(抄)

## 1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、  
・専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点  
・地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進める視点  
の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実が求められる。

## 2 具体的な対応の方向性

### (1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- 福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。  
・ 断らない相談支援      ・ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）      ・ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

### (2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

## 3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的な内容
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進

# 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

## 1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

## 2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

## 3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	◎宮本 太郎	中央大学法学部 教授
		室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

## 4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年7月5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年7月16日（火）	中間とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。